

天皇および天皇制の呪縛からの解放

伊 東 富 昭

本書には一九五三年から一九八九年にかけての二二本の論文が、「Ⅰ 天皇制の考察」「Ⅱ 日本帝国主義の認識」「Ⅲ 戦後史について」の三章に分けて収載されている。全体を通じて、天皇制を頂点とする日本帝国主義の犯してきた罪を、戦後日本が、天皇の戦争責任も含め、いかに清算してきたか、あるいははしてこなかったかが論じられていると観る視点から、以下に内容を紹介してみたい。

まず天皇自体については、政府が学制・徴兵令・地租改正の主唱者として天皇の權威・権力をおし出し、同時に軍国主義の大黒柱に天皇をすえたとする(四五頁)。また、天皇信仰に関連して、国家神道体制の強化、天皇崇拜を強調する義務教育の普及、日清戦争・日露戦争の対外戦争の勝利によるナショナリズム昂揚のシンボルとして天皇の權威が増大されたともいう(一一九頁)。

近代天皇制の性格については、明治三〇〜四〇年代の国家を後進国的な構成を持つ早熟的な帝国主義権力と見、軍事的・反封建的天皇制と規定することができる。という中村政則に同意見だとした上で、三二年テーゼの天皇制を絶対主義とする規定に、より積極的意義を認めている(六六頁)。その規定の根拠は、「絶対主義君主制からブルジョア君主制への移行に照応しうる形式を持ちながら、そして実際部分的にはその移行が実現しながら、しかも移行の前面的な信仰を決定的に阻止することを保障したもの」である。「絶対主義的国家機構」(六六頁)と、専制的政治機構と「半宗教的役割」をあわせもつ天皇の存在自体の性格(六七〜六八頁)の二つに求めている。さらに重要なのは、こう規定することが、「日本人民の革命運動にとつても積極的意義がある」(六八頁)という指摘である。すなわちそれは「日本人民はブルジョアの自由と権力すらもっていないことの指摘」に他ならないからである。

こうした戦前社会において、支配者が最後の支配の武器としたの

が「忠君道德」であったという。しかしそれも、「国粹主義」者三宅雪嶺が指摘するように(『想痕』一九一五刊)、「忠君愛国を説くものは、これをもって富をたくわえ地位をえるのに利用」する程度に国民に対する支配力を失っていたのである(一〇四頁〜一〇五頁)。

大江志乃夫の要約によると、文部省の検定態度は「国民は一致して戦争に協力した」、「国民がいかにきびしい覚悟でけなげに戦争を支えたかを強調」するものだという(一〇九頁)。

また、「太平洋戦争について科学的研究の結論と国民が体験からつかんでいる実感との間に、大きなずれがあることは事実」であり『昭和史』が「国民感情」無視という非難を浴びた理由の一端である(一五五頁)。

血盟団、五・一五事件の減刑嘆願運動は七〇万人近くが参加する、という、様々な誓願中、最大規模のものであった(二一四頁〜二一五頁)。この「ファシストを支持する」(二二六頁)減刑運動が、自由民権運動における二〇数方を組織した国会開設請願運動をはるかに凌駕しているという事実をどう見ればいいのかのだろうか。

遠山氏はこう言った問題に真正面から目を向け、「天皇制は、民族の最も弱い部分、醜い部分を代表しており、それ故にこの民族の弱さを利用して国民を支配しえているものとして、はげしい憎しみをもたざるをえない」(二九二頁)と宣戦布告をたたきつける。また、「天皇および天皇をとりまく藩閥勢力・特権官僚について、私がおもっています歴史像は、国際的条件に依存した強制され、国内政治情勢に追いつめられて、たえず政治危機に見舞われながら、それから必死に抜け出す策謀をもって何とか糊塗する、そうした欺瞞が逆に彼らを拘束して、一層危機を深めてゆき、その中で彼らの主体性は失われてゆくといった感じをもって」と表明し(八六頁)

戦争責任の問題に関連し、「この日本の支配者に特有な無責任体制は、国民に責任を負わず、ひたすら天皇にのみ責任をもち、しかも天皇が一切の政治責任から解除されているという、天皇制機構の所産であった。戦後には、新憲法によって、この国家機構は改められ、主権在民のたてまえがとられることとなったが、沖縄県民への政治責任、中国への戦争責任、朝鮮・ベトナムにたいする植民地支配の責任を負おうとしない無責任体制の外交である点では、戦前と質的ながいをもっているとは見えない」と断言する（三四六頁）。

以上の所論を産んだ遠山氏の研究姿勢は客観的な歴史認識に基礎を置いたものである。

「歴史認識が客観的であるためには」、「一つの立場に確乎として立ち、しかもその批判が、いわゆる偏ったものとならない。それは形式的には矛盾のようであるが、原則的には変革の立場、民衆の立場に立つから、客観的でありうることは、前述したとおりである。そのむずかしさは、変革の立場、民衆の立場が、具体的には何であるかを見きわめることにある。いいかえれば、支配者の出している戦争とファッショ的支配のコースに対し、民衆が提出すべき、歴史的に可能なコースが何であったかということである。」（六二頁）。

一九九三年夏、宮沢内閣が総辞職し、代わって八党会派連立の細川護熙内閣が成立したことで、自由民主党による長期政権を結果した五五体制に終止符が打たれた。終戦（敗戦）記念日の八月一日に日本武道館で催された全国戦没者追悼式において、細川首相が戦後日本の戦争放棄の方針を強調すると共に、「この機会に、あらためてアジア近隣諸国をはじめ全世界すべての戦争犠牲者とその遺族に対し、国境を越えて謹んで哀悼の意を表する」と述べ、また続いて土井たか子衆議院議長も「私たちの過ちによって惨憺たる犠牲を強いられたアジアの人びととの和解を私たちは手にしていない」と言っている。以後、朝鮮人従軍慰安婦問題をはじめ、戦後補償を求め動きが活発化している。その後、二三日の細川首相の所信表明では、太平洋戦争を侵略戦争とし、「多くの人々に耐え難い苦し

みと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とお詫びの気持ちをも申し述べる」という姿勢に代わりはないものの、翌日の河野洋平による戦後補償に関する質問に対しては、従来の自民党政権と何ら変わることなく、補償問題はすでに決着済みと明言した。ところで一〇月に来日したロシアのエリツィン大統領は一二日、シベリア抑留問題について「非人間的な行為について謝罪の意を表明する」と述べたという。これに対する反応として、「本気で謝罪しているわけではないであろう」「今さら謝ってもらったって」という声がテレビから流れていた。北方領土問題にしても現地では「返せ」ではなく「早く出て行け」なのだそうである。被害者と加害者の二つの立場・感情をどう調整し、国民及び国際社会の理解を克ち得ていくかが、今後の日本政府と国民に負わされた重い課題であると言えよう。

成立以来、その存続が危惧された細川連立政権は、早くも翌四月、細川が祖父近衛文麿がやったと同じように、その責任を投げ出し倒閣した。これを継いだ羽田孜内閣は、ほとんど為すところなく短命内閣で終わり、六月三〇日には、社会党が自民党と連立して、村山富市内閣が誕生した。水と油であった善の自民党との連立であるため、社会党の基本方針も大きく改めざるを得なくなっており、各方面に様々などまどいや波紋を引き起こすこととなった。

この間、三名の国務大臣が失言から辞職することになった。中には「南京大虐殺はでっちあげ」だの、「日本は侵略戦争をやる気で戦ったわけではない」などの、今さら何を、という、閣僚としてあまりにお粗末な発言もあった。村山首相が、戦没者慰霊式典で戦争責任に言及すると、日本の首相だったら死んだ者のこと、遺族のことをもう少し配慮して欲しい、という批判が出る。どうせ長くやらない首相なんだから、外国を回って頭ばかり下げて来なくていい。まだまだ真摯に日本の戦争責任を受けとめられない傾向が強いようだ。しかし、アメリカのスミソニアン博物館で企画されているエノラ・ゲイ号をメインとする原爆展示に、退役軍人会などからクレームが付けられているように、これは日本に限ったことではなく、全人類に共通した肉親愛、愛国心といった意識の問題なのである。